

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の修正(案)について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正の内容

(1) 通報基準（EAL）の記載に係る修正

- ① 「別表－2(2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準」及び「別表－2(3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」中、「気体放射性物質の放出に係る通報基準（SE02/GE02）」について、通報事象等規則*との整合を図るため記載を修正した。併せて、通報設定レベルについて「別表－2(5) 排気モニタの通報設定レベル（SE02/GE02）」として記載を追加した。
- ② 同上の表中、「火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出（SE04/GE04）」について、放射線量を測定する具体的方法を記載した。

* 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき基準等に関する規則

(2) 原子力防災管理者の代行順位に係る修正

- ① 「別表－4 原子力防災管理者の代行順位」について、研究所の保安に関する組織の構成に基づいた恒常的な順位となるよう修正した。

(3) 防災訓練の計画及び実施を踏まえた修正

- ① 統合原子力防災ネットワークのテレビ会議に対応する任務を現地対策本部のQ&A班が原子力防災要員として担当することを明確化し、「別図－1 サイクル研究所原子力防災組織」及び「別表－3 原子力防災要員の職務と配置」を修正した。
- ② 防災訓練の内容に係る記載について見直し、「別表－18 原子力防災訓練」を修正した。
- ③ 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所に機構本部を追加するよう見直し、「別図－7 原子力事業所災害対策支援拠点の位置」及び「別表－15 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所」を修正した。

(4) 周辺住民に対する平常時の広報活動に係る記載の追加

- ① 周辺住民に対する平常時の広報活動について、「第2章 原子力災害予防対策の実施」の「第9節」として記載を追加した。

(5) 他の原子力事業者への協力に係る記載の修正

- ① 「第5章 第1節 他の原子力事業者への協力」について、特定事象発生前の協力について、茨城県地域防災計画との整合を図るために記載を修正した。併せて、原子力防災要員等の派遣及び原子力防災資機材の貸与を示した「別表－

19(1)、「別表-19(2)」及び「別表-19(3)」を集約し、「別表-19 警戒事象、特定事象及び緊急事態応急対策等における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与」として整理し、本文を含めて修正した。

(6) 原子力防災資機材の保管場所に係る修正

- ① 呼吸用ポンプ付き一体型防護マスクの一部について保管場所を変更することに伴い、「別図-6 原子力災害対策活動で使用する施設、設備、資機材保管場所」及び「別表-6 原子力防災資機材」について修正した。

(7) 平成30年1月22日(直近の修正)以降に生じた軽易な修正として「読み替え表」を提出した、事務的な内容の変更に伴う修正

(平成30年4月6日付け及び平成30年7月6日付け読み替え表の反映)

(8) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等の所要の見直し

以上